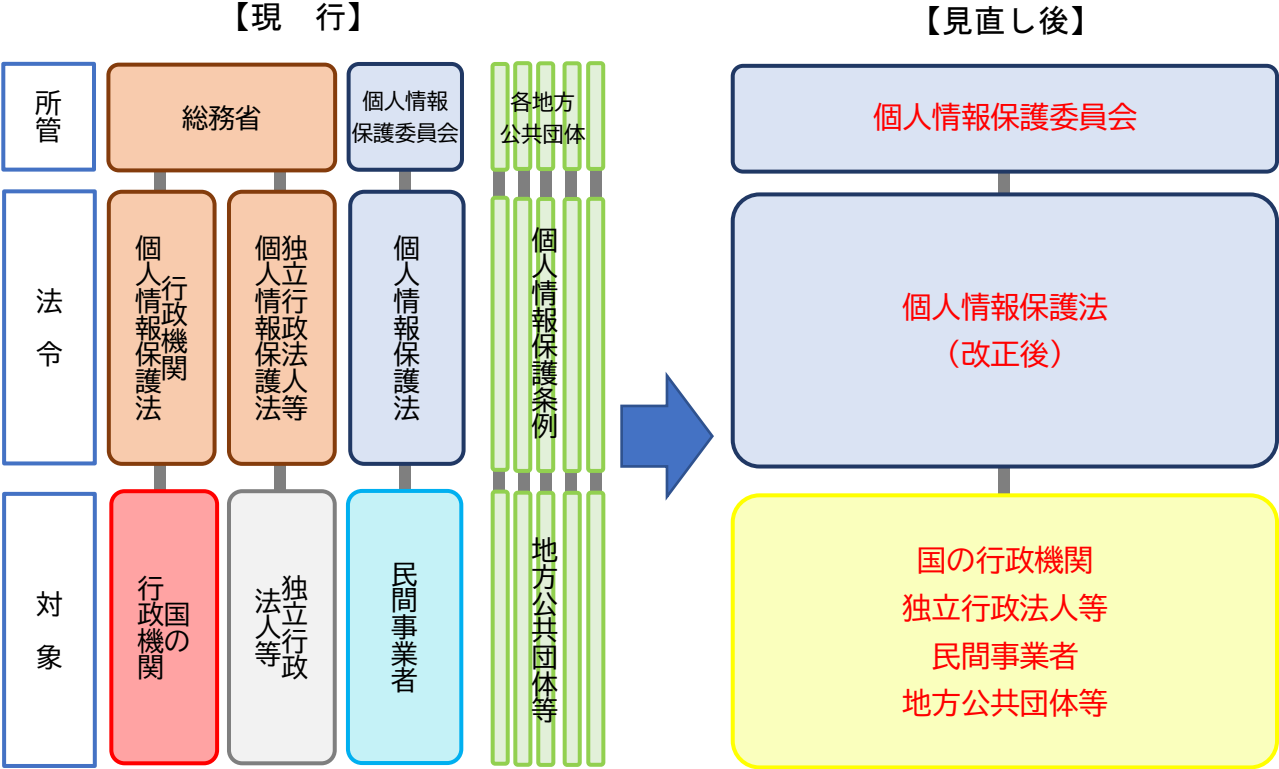


## 箱根町における個人情報保護制度の見直しについて

### 1 背景

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、これまで独自に条例等を制定し、個人情報保護制度を運用していた地方公共団体に対し、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）が一律に適用されることとなりました。



※個人情報保護委員会事務局「令和3年改正個人情報保護法について」(R4.1.26)を基に作成

箱根町では、平成14年に制定した箱根町個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）に基づき、これまで個人情報の適正な取扱いの確保を図ってまいりましたが、改正法が施行されることに伴い、個人情報保護制度の見直しが必要となったため、施行期日までに関連例規等の整備を行うこととしています。

## 2 本町の対応

改正法に基づく運用では、地方公共団体は法律の範囲内で必要最小限の独自の保護規定のみが許容されるため、現行条例を廃止するとともに「(仮称) 箱根町個人情報保護法施行条例」(以下「法施行条例」といいます。)等を制定し、改正法に基づく新たな規定や、現行条例から踏襲すべきものは引き続き規定することで、適正な運用を図っていきます。

### (1) 規定を委任された事項

改正法の委任により、本町が独自に規定すべき事項は、次のとおりです。

#### ア 開示請求に係る手数料(改正法第 89 条第 2 項)

改正法	対応案
開示請求者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されています。ただし、手数料は無料とすることも許容されています。	現行条例同様、 <u>開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付等に要する実費負担のみとする規定を位置付けます。</u>

#### イ 行政機関等匿名加工情報<sup>※</sup>の利用に関する契約手数料(改正法第 119 条第 3 項・第 4 項)

改正法	対応案
行政機関等匿名加工情報の利用に関して契約する場合、条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定されています。	行政機関等匿名加工情報制度は、都道府県及び政令指定都市以外の市町村は、当分の間、実施は任意となっています。 本町では、制度に関する調査や仕組みの検討に相当の時間が必要と判断し、 <u>改正法施行時点での制度導入は見送ることとします。</u>

※行政機関等匿名加工情報…行政機関等が保有する個人情報を特定の個人に識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報です。

## (2) 規定を許容された事項

条例で定めることができることとされた事項と対応案は、次のとおりです。

### ア 条例要配慮個人情報（改正法第 60 条第 5 項）

改正法	対応案
要配慮個人情報 <sup>*</sup> 以外で、地域の特性その他の事情に応じ、その取扱いに特に配慮を要する条例要配慮個人情報を定めることができると規定されています。	現行条例で条例要配慮個人情報に該当する規定がなく、 <u>現時点では、独自に規定して取り扱うべき地域特性に応じた個人情報はないため、定めないこととします。</u>

※要配慮個人情報…不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定めた記述等が含まれる個人情報です。

### イ 個人情報ファイル簿<sup>\*</sup>とは別の帳簿の作成及び公表（改正法第 75 条第 5 項）

改正法	対応案
作成が義務付けられた個人情報ファイル簿の作成及び公表に加え、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した別の帳簿を作成し、公開することができますと規定されています。	個人情報の適正な取扱いを確保するため、現行条例で規定し、運用している <u>個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧を引き続き行います。</u>

※個人情報ファイル…保有個人情報を含む情報の集合物で、電子計算機を用いた検索又は容易な検索ができるよう体系的に構成したものです。

個人情報ファイル簿…保有する個人情報ファイルについて、どのような個人情報を取り扱っているか記載したものです。

### ウ 不開示情報（改正法第 78 条第 2 項）

改正法	対応案
行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例で開示しないこととされている情報は、整合性を確保するため、条例で不開示情報として定めることができると規定されています。	箱根町情報公開条例第 5 条第 7 号で、法令等により公開することができないとされている情報は不開示と規定していますが、いわゆる法令秘等情報は、個人情報保護委員会の見解で、行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報に該当しないとされているため、 <u>法施行条例には不開示情報を規定しないものとします。</u>

**エ 開示決定等の期限（改正法第 83 条第 1 項・第 108 条）**

改正法	対応案
<p>開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内と規定されています。ただし、条例の規定により期間を短縮することも許容されています。</p>	<p>現行条例では請求があった日から起算して 15 日以内に決定すると規定しているため、30 日以内で運用した場合は開示請求者に不利益となることから、<u>開示決定等の期限を 15 日以内とする規定を位置付けます。</u></p>

**オ 訂正請求又は利用停止請求（改正法第 90 条・第 98 条・第 108 条）**

改正法	対応案
<p>訂正請求又は利用停止請求は、当該保有個人情報に係る開示決定を受けることを前提に行うことができると規定されています。ただし、条例の規定により開示決定を受けた個人情報に限定しないことも許容されています。</p>	<p>現行条例では開示決定を受けた個人情報に限定しておらず、限定すると、保有個人情報の明白な誤りや条例違反等が認められる場合も開示請求を経なければならず、請求者に不要な負担を強いることとなるため、<u>開示決定を受けた個人情報に限定しない規定を位置付けます。</u></p>

**(3) その他**

改正法の委任や許容された事項ではありませんが、制度の見直しに伴い対応を検討する必要がある事項は、次のとおりです。

**ア 死者に関する情報（改正法第 2 条第 1 項）**

改正法	対応案
<p>個人情報は生存する個人に関する情報と規定されており、条例により死者に関する情報を個人情報の定義に含めることは許容されません。</p>	<p>現行条例で、個人情報を生存する個人に限定する規定はありませんが、<u>運用上、死者に関する情報は含めないこととしているため、対応することは特にありません。</u></p>

イ 個人情報の廃棄（改正法第 61 条第 2 項）

改正法	対応案
<p>利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないと規定されています。</p>	<p>現行条例で、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報の廃棄を規定していましたが、<u>情報漏えいの対策に該当する安全管理措置の問題であるため、今後、安全管理措置を整備する中で規定について検討します。</u></p>

ウ 情報公開・個人情報保護審査会の位置付け（改正法第 105 条第 3 項）

改正法	対応案
<p>情報公開・個人情報保護審査会は、行政不服審査法に基づく機関となることが規定されています。</p>	<p>現行の情報公開・個人情報保護審査会は箱根町情報公開条例に設置根拠を置いていますが、<u>箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例を新規制定し、必要な規定を位置付けます。</u></p>

エ 個人情報保護制度の運用状況の公表

改正法	対応案
<p>個人情報保護委員会は、毎年度、改正法の施行状況の概要を公表すると規定されていますが、地方公共団体における運用状況等の公表については特段の規定はありません。</p>	<p>制度の適正な運用を図るとともに、透明性の高い町政運営を推進するため、現行条例同様、<u>毎年度、個人情報保護制度に係る運用状況を公表する規定を位置付けることとします。</u></p>

#### オ 要配慮個人情報の取扱い制限等について

改正法	対応案
<p>現行条例では、要配慮個人情報に該当する事項の取扱いの制限、本人収集の原則、オンライン結合による提供の制限を規定していましたが、改正法では特段の規定は位置付けられておらず、条例で独自に制限を規定することも許容されていません。</p>	<p>改正法第 61 条(個人情報の保有の制限等)、第 63 条(不適正な利用の禁止)、第 64 条(適正な取得)等による保護に加え、第 66 条(安全管理措置)で必要かつ適切な措置を講じることが義務付けられており、さらに個人情報取扱事務登録簿を引き続き運用することで、各事務の個人情報取扱いの適正な管理体制を継続していきます。</p>

#### カ 議会の位置付け(改正法第 2 条第 11 項第 2 号)

改正法	対応案
<p>地方公共団体の機関は議会を除くと規定されているため、改正法の規定が及ばないこととなり、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いを図ることが望ましいとされています。</p>	<p>議会については、独自の規定を設け、必要な保護措置を講じることとなります。</p>

#### 4 今後のスケジュール

時期	内容
令和 4 年 10 月	パブリックコメントの開始
11 月	パブリックコメントの結果公表
12 月	町議会に議案を上程
令和 5 年 2 月	広報・ホームページによる周知
4 月	新たな個人情報保護制度の運用開始